

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅重度心身障害者の日常生活の便宜を図るため、市がその障害者の住宅の改造に必要な経費を助成し、もって在宅重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に居住する者であって、本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得額が、改造を行う年の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条又は第2条第2項の規定により算定した額を超えないものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、肢体又は視覚の障害が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の第1級又は第2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度実施要綱（滋賀県要綱）の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAと判定されたもの
- (3) 前2号に規定する重度障害者が共同住居等に居住している場合における当該共同住居等の設置者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に該当する者であっても助成対象者とならない。

- (1) 大津市地域支援事業等（高齢者居宅生活支援）実施要綱（以下「市地域支援事業等実施要綱」という。）第11条に規定する小規模住宅改造経費助成の受給対象者
- (2) 過去にこの要綱による助成を受けた者。ただし、特別の事情がある場合であって、過去に受けた助成金の額が第4条第3項に規定する助成金の限度額に達していない者を除く。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、700,000円を限度とし、前条に該当する障害者の家庭における日常生活の便宜を図るため、当該障害者が居住する既存の住宅の便所、風呂その他の施設を改造するのに必要な経費とする。なお、改造するにあたって増築又は改築を伴う場合であっても、改造に伴いやむを得ないと認められる範囲内でそれらの事業に要する経費を助成の対象とする。

2 助成対象経費の額は、助成対象者が介護保険法（平成9年法律第123号）第45条の規定に基づく居宅介護住宅改修費の支給若しくは同法第57条の規定に基づく介護予防住宅改修費の給付又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付若しくは市地域支援事業等実施要綱第8条の規定に基づく日常生活用具の給付のいずれかについて、その要件を満たすときは、700,000円と助成対象経費とを比較して少ない方の額から200,000円を控除した額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1家庭につき助成対象経費の2分の1の額とし、その助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の助成金の額は、助成対象者が第2条第2項第2号ただし書に該当する者にあつては、前項に基づき算出した助成金の額から前回までの助成金の額の合計額を控除した額とする。

3 第1項の助成金の額は、350,000円（前条第2項に該当する場合にあつて

は、250,000円)を限度とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 改造に要する経費の見積書

(2) 平面図

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実績報告書(様式第6号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事費請求明細書

(2) 工事費支払領収書(明細を記したものを含む。)の写し(工事施工業者による助成金の代理受領の場合を除く。)

(3) 改造工事施工完了箇所の写真

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付請求書(様式第8号)とする。

(取消通知書)

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(返還通知書)

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金返還通知書(様式第10号)により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱(昭和49年10月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実施要綱の規定は、平成26年度の助成金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号（ ）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、在宅重度心身障害者住宅改造費助成金の交付を次のとおり申請します。

申請金額		円			
対象経費支出額		円			
住宅改修費受給の有無（介護保険・日常生活用具給付事業）					有 無
上記有りの場合、その住宅改修費支給（給付）額					円
障害者の状況	氏名			生年月日	年 月 日生
	手帳番号			交付年月日	年 月 日
	障害名	(級)			
住宅改造の内容	改造場所			過去の本制度による助成の有無	有 ・ 無 助成を受けた額 (年度) 円
				過去の介護保険・日常生活用具給付事業による住宅改修費受給の有無	有 ・ 無 助成を受けた額 (年度) 円
	改造内容				
	着工年月日	年 月 日	竣工年月日	年 月 日	
同意欄	この助成の決定にあたり、障害者本人、配偶者及び扶養義務者の所得額について、調査することに同意します。 氏名 _____ 印 _____				

（注）申請書に工事見積書及び平面図を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金の交付について、次のように決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 この助成金を申請による用途以外に使用してはならない。2 この助成金に対する実績報告書を助成対象事業完了後速やかに提出すること。3 この助成金の用途等については、大津市監査委員の監査を受けることがある。4 前各項に違反した場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第6条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市在宅
重度心身障害者住宅改造費助成事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条
の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
補助事業の着手年月日 補助事業の完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 工事費請求明細書 (2) 工事費支払領収書（明細を記したものを含む。）の写し （工事施工業者による助成金の代理受領の場合を除く。） (3) 改造工事施工完了箇所の写真

様式第7号（第9条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業について、次のとおり助成金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第8号（第10条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所

氏名 印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度	
補助事業の名称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業	
交付確定金額	円	
交付請求金額	円	
振込先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		

様式第9号（第11条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第10号（第12条関係）

大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金 額	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業
交 付 決 定 金 額	円
助成金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。